

令和6年第4回大島町議会定例会一般質問

皆様お早う御座います宮川です、これより一般質問をさせていただきます。

私は、昨年より防災に関する一般質問を何度かさせていただきました。

何故防災ばかりと思う方もおられると思います。

しかし基はといえば地球温暖化による気候変動がもたらす災害であると言う事です。

風力発電、ソーラー発電など様々な形により電力を得ようとしています。

これは二酸化炭素を削減する一つの過程でしかありません。

今、海の中では海藻がなくなる磯焼けが起こり魚介類の生態系に大変大きな影響が報告されています。

地上で生活を営んでいる私達にも大きな影響や気候変動に対する課題があるからです。

近年、国内各地や世界各地で異常気象による大規模災害の報道をされる事が多くなり、そのたびに悲惨な惨状を見聞きし心の痛みを感じております。

私達はどの様にしてこの災害から身を守って行けば良いのでしょうか。

良く言われる事は、自分の命は自分で守れと、自分でも守り切れない命もあるという事を皆さん忘れないで下さい。

それでは自分の命を守る行動はどのタイミングで起こせば良いのでしょうか。

大島町の避難行動は気象庁及び関係機関から気象状況の連絡を受けた後、防災対策室を中心に会議を行い、その後に避難行動に移行するようですが果たしてこれが避難する上でベストでしょうか。

気象は生き物のような物です。

人が考えられる予想範囲内なら災害も軽微で終わるのではないかと思います。

しかし気象が予報以上であれば大災害が起き想定外と報道されます。

自分の命は自分で守る事を前提にするならば、避難行動を防災無線から聞いた後では遅いと皆さん思いませんか、遅いという声も住民から聞こえて来ています。

地震や津波・火山噴火などは 防災無線に頼る一方、台風や気象については観天望気も含めテレビやラジオからの情報を自己判断する事が多分にあると思います。

一人暮らしのご高齢の方、体に障害のある方々は、台風や低気圧など天候が悪化しそうな情報はテレビやラジオ放送など不安を抱きながら見聞きしていると思います。

この時点で自分なりに体の事や諸条件を考え、避難しようと思っても町の指示がなければ避難所に行く事も出来ません。

果たしてこれで良いのでしょうか。

皆さん自分の周りの状況を良く見て聞いて、防災や避難行動について考えて見ては如何ですか、自分自身・ご家族・ご近所さんの命を守るために何をすれば良いのかを。

防災対策室長にお聞きいたします。

- ① 大島町の避難所の指定数は学校関係を含む26ヶ所あるとお聞きしました。
大島町の避難所の定義が有りましたらお答え下さい。

「大島町避難所指定の定義」についてのご質問にお答えします。

ご存じのとおり、災害時における避難所とは、災害が発生した際に避難するための施設や場所のことであり、避難所は一時的に被災者が安全な場所で過ごし、生活の基本的なニーズを満たすための場所であるとされております。具体的な定義につきましては、地域によって差異はありますが、大島町が定める避難所としては次の要件が必要と考えます。

一つ目、「安全な場所であること」。避難所は災害から被災者を守るための安全な場所であればならず、施設の耐久性や設置場所等最大限考慮しなければなりません。しかしながら、全ての施設が安全かと言えば、災害種別や災害規模によっては施設一階部分の使用不可等不

適格である施設もあり、避難指示を発令する際は慎重な判断が必要となります。

二つ目、「必要な設備があること」。避難所には被災者の生活を支えるために必要な設備や備品が備えられております。公立学校等などは日常的に使用している事もあり設備に関しては問題ないですが、その他施設において一部エアコン等未設置の施設もあることから、環境的には不十分なところも否めず、大型冷風扇等にて対応しております。また、備蓄品等についても学校や町施設等日常使用時の邪魔にならぬよう最低限の備蓄品として配置しており、不足が生じた際は近隣の防災備蓄庫より充当させる運びとなっております。

三つ目、「適切な収容能力があること」。避難所は被災者の人数に応じて適切な収容能力を持っている必要があり、最低限の居住スペース確保が求められます。施設収容人数は一人当たり約 1.7 平方メートル必要とされていることから、その必要面積を根拠として大島町における避難所の指定をおこなっております。また、被災者におけるプライバシーの確保も重要であるため、避難時におけるパーティション設置等配慮が必要であります。現在全ての避難施設への設置が十分ではないため、今後も充足率を上げていきたいと思っております。

以上、大きくわけて三つの定義と現在の状況をご回答いたしますが、それ以外にも災害時の避難所は災害発生後に臨時に設置される場合もあります。避難所は被災者の生命と安全を守るために重要な存在であり、地域防災計画や各種避難計画の一環として整備されております。

②大島町の避難行動は、一人暮らし高齢者・身体弱者の方々にとって遅いのではないかと
思いますが、気象庁及び関係機関から大島町に連絡が入ってからどの様な順序、流れで
避難連絡を住民にされるのか教えて下さい。

「大島町における避難指示発令までの順序」についてのご質問にお答えします。

ご質問の中でもご紹介いただきましたが、大島町の避難指示発令までにはいくつかのプロセスがございます。まず気象庁からの情報提供ですが、気象予報官からの情報により防災対策室にて内容を協議し、気象庁過去 86 年の観測データを参照し評価していきます。その間に気象庁からの前情報のとおり大雨注意報、大雨警報、場合によっては土砂災害警戒情報等が発表されたり、質問の中でもご発言されておりましたが、「気象は生き物の様なもの」にも例えられておりますが、予測が変わり結果的に何も発表されないことも多々ございます。

現段階では気象庁発表に関する運用につきましては、「内閣府の避難情報に関するガイドライン」に準じて定められており、自然との対峙なので一概に全てが基準通りの運用とはならないようですが、各情報発表にはリードタイムが設定され、災害が最も起こりやすくなる 2 時間前を目標とされております。大島町では気象庁からの情報発表後、このリードタイムも考慮し、島内における雨量観測データと今後の気象観測データを分析して、必要に応じた確に町長より避難指示を発令しています。時には、南部と北部に分け、例えば島内全域に降り続けている雨であったとしても、南部地区の雨量観測データ値が高いレベルであれば、南部地区だけ先に避難指示を発令するなど可能な限り島内の観測状況に基づいた避難運用を採用しております。

ご質問にもございます避難指示発令のタイミングが遅いというご指摘につきましては、そのようなご意見もあることは事実として真摯に受け止めておりますが、近年実施した防災訓練時でのアンケートで、大島町が発令する避難指示のタイミングについて参加者の意見を集計したところ、87.2%の方が適切であるとお答えいただいております。混乱やパニックを避けるため、先ほども申し上げましたが念入りにデータの検証を実施のうえ評価することが必要です。もちろん、自然が相手ですので緊急事態や大規模な災害に発展するような事象が生じた際には、住民の命を守るため早期の避難指示が必要であることは十二分に承知しておりますが、不必要な情報の発信は混乱やパニックのトリガーとなり、冷静な判断が出来なくなる恐れもございます。町としましても二度と同じ悲劇を繰り返さないために、気象に関する専門員、気象庁、その他関係機関と連携し、町民一人ひとりの大切な命と財産を守るため、

有事の際は、何よりも緊張しながら避難指示のタイミングを図っており、特に高齢者等避難指示を町長が発令される時には、避難行動要支援者のエントリーをされている方につきましては、直近で320名に対し住民課及び福祉けんこう課二課により、一軒ずつ電話確認して避難準備から避難支援まで対応しております。

質問文中にもございますが、「自分の命は自分で守る」とても重要な思考であり、また自らの命に向き合う大切な言葉であると感じます。しかし一方では避難率の低下も課題であり、直近で申し上げますと令和6年8月13日に対象者に発令した高齢者等避難時における避難率は全体で1%未満と自ら判断され、避難をされなかった方も多くおられるのも事実です。この方々も自分の命は自分で守るという災害に対する考え方、捉え方も人によって様々でございます。しかし、そうであるからと言って、大島町は避難指示発令を躊躇するのではなく、我々が背負う命の重さは計り知れないものとして捉え、今後も情報収集や評価のスピードを向上させ、決定までのプロセスを効率化するとともに、住民の安全で安心した生活が維持できるよう関係機関との連携体制の継続と住民への防災力向上を邁進していきたいと考えます。

町長にお伺いいたします。

野増及び間伏地域防災コミュニティセンターの使用方法についての基準又は規定が有りましたら教えて下さい。

防災コミュニティセンターの規約についてお答えします。

議員ご存知のように、平成28年11月4日条例第22号で条例制定しています。

災害の発生時または発生の恐れがある場合における避難所及び防災に関する研修・啓発・訓練等並びに地域コミュニティ活動を行う施設として設置されています。

施行規則も定めてあり、管理運営、使用時間、使用手続・承認、遵守事項等が決められています。

尚、この規則に定めるもののほか、管理上必要な事項は、町長が別に定める事になっています。